

所沢市

小規模事業者等臨時給付金 よくある質問・回答集

2020.05.28

2020.06.19 QA21 修正 QA26 追加 QA27 追加 QA28 追加

2020.07.07 QA27 修正 QA28 修正 QA29 追加 QA30 追加

2020.12.03 QA31 追加

Q1. 自分是对象となりますか？

A1. 以下の3つの要件を満たす事業者が対象となります。

- ① 市内に主たる事業所を有する個人事業者及び市内に本店を有する会社
- ② 常時使用する従業員数が20人以下
- ③ 令和2年2月から同年8月までのいずれかの月の売上高が、前年同月の売上高と比較して20%以上減少。

Q2. 市外に住んでいるが、事業所が所沢市にある個人事業者は対象となりますか？

A2. 所沢市内に主たる事業所を有し、事業を行っていることが要件となりますので、対象となります。

Q3. 所沢市に住んでいて、店舗が市外にある個人事業者は対象となりますか？

A3. 所沢市内に主たる事業所を有し、事業を行っていることが要件となりますので、対象になりません。他の市区町村で同様の制度を行っている場合がありますので、そちらへお問い合わせください。

Q4. “市内に主たる事業所を有する”個人事業者とは？

A4. 税務署に提出した「個人事業の開業届出書」や「青色申告決算書」に記載されている事業所の住所が所沢市内である個人事業者を指します。

Q5. “市内に本店を有する”会社とは？

A5. 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の本店欄に、所沢市の住所が記載されている法人で、A6に該当する会社を指します。

Q6. どのような会社（法人）が対象となりますか？

A6. 中小企業基本法で対象とされる会社です。具体的には、会社法第2条第1項に規定する会社で、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社、各種士業法人を指します。

従って、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人(NPO法人)、社団法人、財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人などは、給付の対象外となります。

Q7. 本店が市外にあり、事業所が所沢市内にある法人です。事業実態が所沢市にあるのですが対象になりますか？

A7. 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)に記載されている本店所在地で判断いたしますので対象外となります。他の市区町村で同様の制度を行っている場合がありますので、そちらへお問い合わせください。

Q8. 常時使用する従業員数には、アルバイトも含まれますか？

A8. アルバイトなどパートタイム労働者であっても、正規従業員と同等の勤務形態である場合は“常時使用する従業員数”に含みます。

なお、会社役員及び個人事業主本人は、従業員には含まれません。

Q9. 常時使用する従業員数は、いつ時点の状況ですか？

A9. 申請日における従業員数で判断してください。

Q10. 市内に複数の店舗（事業所）があるが、それぞれで申請できますか？

A10. 市内に複数の店舗がある場合でも、1事業者につき1回のみの給付となります。

ただし、会社代表者が同一であっても、法人登記が別々の場合は、それぞれで申請が可能です。

Q11. 創業したばかりで比較できる前年同月がない場合は？

A11. 事業を開始してから3か月以上1年1か月未満の方の場合は、以下のいずれかに該当すれば対象となります。

(1)令和2年2月から同年8月までのいずれかの月の売上高が、新型コロナウイルス感染症の影響により、同月を直近として含む連続する3か月の売上高の平均と比較して20%以上減少していること。

(例)令和2年4月を減少月として選択した場合…2月、3月、4月

(2)令和2年2月から同年8月までのいずれかの月の売上高が、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年12月の売上高と比較して20%以上減少していること。

(3)令和2年2月から同年8月までのいずれかの月の売上高が、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年10月から同年12月までの間の3か月の売上高の平均と比較して20%以上減少していること。

Q12. どのように申請すればよろしいですか？

A12. 市のホームページから申請書をダウンロードしていただき、必要書類を添えてご郵送ください。また電子申請による受付も行っておりますのでご利用ください。

感染症拡大予防策として、窓口でのご提出はご遠慮くださいますようお願いいたします。

Q13. インターネット環境がない場合は、どうすれば申請書を入手できますか？

A13. 産業振興課の窓口のほか、各地区まちづくりセンターやコミュニティセンターにも申請書類を配架しますのでご利用ください。

Q14. いつまでに申請すればいいですか？

A14. 申請期限は令和2年9月30日(水)消印有効です。

Q15. 申請に必要な書類はなんですか？

A15. 以下の書類が必要となります。

- (1) 交付申請書兼請求書
- (2) 売上高減少を証明できるもの(試算表、帳簿等の写し)
- (3) 2019 確定申告書類の写し

＜法人＞ ①法人税申告書 別表 1(1)

②法人事業概況説明書

＜個人事業者＞ ①所得税確定申告書(第1表)

②青色申告決算書 1~2 ページ又は白色申告収支内訳書 1~2 ページ

※上記の書類に比較対象月の売上高が記載されていない場合は、それがわかる書類も添付してください。

- (4) 市内に本店または主たる事業所があることがわかる書類の写し

＜法人＞ 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)

＜個人事業者＞ 個人事業の開業届出書

- (5) 法人名義・個人事業者名義の口座通帳(金融機関名・コード、支店名・コード、口座種別、口座番号、口座名義が分かるページ)の写し

- (6) 個人事業者の場合、本人確認書類の写し

運転免許証、パスポート、マイナンバーカード表面など写真付きの証明書類

※上記証明書類がない場合は、健康保険被保険者証、住民票、年金手帳のいずれか2つを添付してください。

Q16. 個人事業の開業届を出していない場合は？

A16. 開業届を出していない、又はその控えを紛失してしまった場合は、「所得税青色申告決算書」や「所得税白色申告書収支内訳書(事業所住所が記載されているもの)」の写しで代用できます。

Q17. 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)は、登記情報提供サービスで代用できますか？

A17. 登記情報提供サービスでの代用も可能です。

Q18. 給付時期はいつ頃ですか？

A18. 申請していただいてから3週間程度で給付する予定をしておりますが、申請内容や審査状況により多少前後する場合があります。給付前には「交付決定通知書」をお送りしますので、そちらに記載されている振込予定日をご確認ください。

Q19. 給付は先着順ですか？出遅れると給付されない場合がありますか？

A19. 申請いただいた順に給付手続きを行います。期限内の申請であれば、遅くなくても給付されないことはありません。ただし、期限を過ぎての申請は給付ができませんのでご注意ください。

Q20. 国の給付金や埼玉県の支援金と重複して申請できますか？

A20. 国や県の給付金と重複して申請することは可能です。ただし、他の給付金の制度における重複の可否は申請先にご確認ください。

Q21. 副業で事業を行っていますが、給付の対象になりますか？

A21. 個人事業者の場合、原則として、主たる収入として事業収入がある方が対象となりますので、副業等で事業者として認められないと市から判断された場合は対象外となります。

Q22. 売上高減少を証明する資料として、セーフティネット4号認定書でも代用できますか？

A22 “令和二年新型コロナウイルス感染症“を要因としたセーフティネット4号認定書の写しを提出いただければ、売上高減少を証明する資料として代用できます。

Q23. これから事業を始めようと思っているのですが対象になりますか？

A23 申請時点で事業を3か月以上行っている方が対象となります。従って、これから事業を開始する方は対象となりません。

なお、創業後3か月以上1年1か月未満の方は、売上高減少の計算方法に緩和措置がありますのでご利用ください。

Q24. 1人だけで事業を行っていて、従業員が0人なのですが対象になりますか？

A24 従業員が0人でも、20人以下の要件を満たしますので対象となります。

Q25. 減少率は小数点第何位まで記載すればいいですか？

A25 申請書に記載する「減少率」は、整数(小数点以下切り捨て)で記載してください。

Q26. 所得税の確定申告をした際に、事業収入とすべきところを雑収入で申告してしまったのですが対象になりますか？

A26 原則として、確定申告書Bの「事業収入」欄に金額の記載があり、それを主たる収入として申告されていることにより、個人事業者としての確認をしておりますので、それ以外の場合は対象になりません。

ただし、雑収入で申告した場合でも、事業性を確認できる十分な補助資料があり、かつ、その所得が主たる収入として認められる場合においては対象となる可能性があります。

Q27. 事業収入が主たる収入であるとはどのような状態ですか？

A27 事業収入が生計を立てる上で大きなウェイトを占めている状態です。例えば、収入

全体の4割程度以上を事業収入が占めている場合は、仮に事業収入がなくなってしまうと生計が成り立たなくなると予想されますので、主たる収入と判断されます。

Q28. 所得税の確定申告をした際に、給与収入で申告をしているのですが対象となりますか？

A28 原則として、確定申告書 B の「事業収入」欄に金額の記載があり、それを主たる収入として申告されていることにより、個人事業者としての確認をしておりますので、それ以外の場合は対象になりません。

ただし、給与収入が、雇用契約によらない業務委託契約等にもとづく事業収入であることを確認できる十分な補助資料で証明できて、かつ、その所得が主たる収入として認められる場合は対象となる可能性があります。

Q29. 事業性を確認できる十分な補助資料とはどのような書類ですか？

A29 「業務委託契約書等」、「支払調書(2019 年分)」、「支払明細書(任意の書式)」、「源泉徴収票(※業務委託契約等によって支払われた報酬に限る)」等を複数組み合わせ提出いただくことで確認をしています。

Q30. シルバー人材センターの会員に支払われる配分金は対象となりますか？

A30 配分金については、確定申告の際に雑所得として申告する必要がありますが、社会通念上、事業所得としては認められないため、対象外となります。

Q31. 給付金は課税の対象となりますか？

A31 小規模事業者等臨時給付金については、新型コロナウイルス感染症の影響により

売上高が減少している市内の小規模事業者のみなさまを支援するため給付するものですので、用途に制約がありません。そのため、税務上、益金(個人事業者の場合は、総収入金額)に算入されるものです。ただし、損金(個人事業者の場合は必要経費)の方が多い場合、課税所得は生じないため、結果的に課税対象とはなりません。